

女性の職業選択に資する情報

《職業生活に関する機会の提供に関する実績》

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

R6.4.1	R7.4.1	目標値 (令和7年度まで)
13.9%	15.0%	15.0%

○採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

R5年度	R6年度	目標値 (令和7年度まで)
36.7%	35.0%	50.0%

○職員に占める女性職員の割合

区 分	R5.4.1	R6.4.1
	34.1%	33.4%
※1 (うち一般職の職員)	29.0%	29.6%
※1 (うち非常勤特別職の職員)	—	—
※2 (うち会計年度任用職員)	52.5%	48.2%

※1 非常勤特別職として整理していた嘱託員等の職員は令和2年度より会計年度任用職員に移行。

※2 令和元年度までは「臨時職員」で集計。令和2年度の会計年度任用職員制度の導入に伴い名称を変更。

○男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	R5年度	R6年度
任期の定めのない常勤職員	89.2 %	90.5 %
任期の定めのない常勤職員以外	87.7 %	99.2 %
全ての職員	79.8 %	83.7 %

※ 任期の定めのない常勤職員：特別職及び下記以外の職員

任期の定めのない常勤職員以外：任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員（パートタイムを含む）

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	R5年度	R6年度
部長・次長相当職	94.8 %	97.7 %
課長相当職	97.4 %	96.9 %
副課長相当職	94.4 %	92.4 %
主任主査相当職	95.3 %	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	R5年度	R6年度
36年以上	95.1 %	98.3 %
31～35年	94.7 %	94.3 %
26～30年	95.0 %	94.3 %
21～25年	89.7 %	89.9 %
16～20年	87.5 %	90.3 %
11～15年	88.0 %	92.4 %
6～10年	96.4 %	93.8 %
1～5年	93.9 %	96.2 %

【説明欄】 (*男女の給与の差異の数値のみでは説明が困難な場合には、本欄を用いて説明を可能とする。)

【男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）の主たる要因】

女性に比して、男性が①給料の特別調整額（管理職手当）、②扶養手当、③単身赴任手当、④超過勤務手当を多く受給していることが挙げられる。

○職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- ・「職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に関する指針」に基づき、相談窓口を設け、必要時には迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めました。
- ・女性職員のライフイベントとキャリア形成の両立支援のため「女性のためのキャリアデザイン研修」を実施しました。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

○職員1人あたりの1月あたりの超過勤務時間

R5年度	R6年度
16.2時間	15.4時間

○男女別の育児休業取得率

	R5年度	R6年度	目標値 (令和7年度まで)
男性	84.1%	105.0%	100%(1週間以上)
女性	100.0%	100.0%	-

※令和5年度からは1週間以上の取得率

※男女別育児休業取得率（R6年度）の内訳

男性	割合	女性	割合
7日未満	0.9%	3ヶ月以上～6ヶ月未満	0.0%
7日～14日未満	10.4%	6ヶ月以上～1年未満	44.7%
14日～1ヶ月未満	30.2%	1年以上	55.3%
1ヶ月～3ヶ月未満	30.2%		
3ヶ月～6ヶ月未満	15.1%		
6ヶ月以上	13.2%		

○男性職員の配偶者出産休暇取得率

R5年度	R6年度	目標値 (令和7年度まで)
84.9%	99.0%	100.0%

○男性職員の育児参加のための休暇取得率

R5年度	R6年度	目標値 (令和7年度まで)
81.7%	100.0%	100.0%

○男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の合計取得率

R5年度	R6年度	〔うち5日以上 取得した者の割合〕
96.8%	118.0%	〔58.5%〕

○職員1人あたりの年次有給休暇の取得率

R5年度	R6年度	目標値 (令和7年度まで)
13.1日 (65.5%)	13.0日 (65.0%)	12日 (60.0%)

○職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・令和元年に策定した福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づき、在宅勤務及びサテライトオフィス勤務の試行の取組を実施しています。
 (在宅勤務：オンライン在宅勤務用アプリの利用、貸出パソコン190台の体制で実施)
 (サテライトオフィス：本庁、郡山合同庁舎、旧会津保健福祉事務所にサテライトオフィスを設置)

※ 各項目において教育委員会及び警察本部職員を除く。